

土木工事施工管理基準及び規格値 新旧対照表

平成28年	平成29年度(改定)
<p>6. 規格値</p> <p>受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測（試験・検査・計測）値は、すべて規格値を満足しなければならない。</p> <p>7. その他</p> <p>(1) 工事写真</p> <p>受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準（案）により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。</p>	<p>6. 規格値</p> <p>受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測（試験・検査・計測）値は、すべて規格値を満足しなければならない。</p> <p>7. その他</p> <p>(1) 工事写真</p> <p>受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準（案）により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。</p> <p>(2) 情報化施工</p> <p>10,000m³以上の土工を扱う工事、1件工事における施工面積が2.5ha以上のほ場整備工事の出来形管理については、「情報化施工技術の活用ガイドライン（平成29年3月 農林水産省農村振興局整備部設計課）」の規定によるものとする。</p>

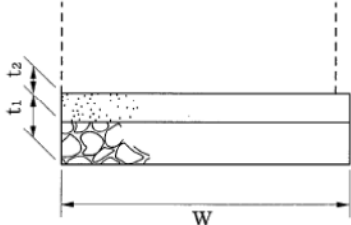
土木工事施工管理基準及び規格値 新旧対照表

平成28年

平成29年度(改定)

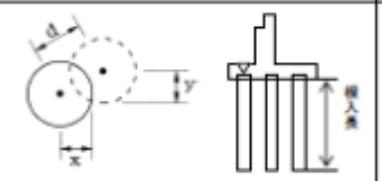
1 基礎工関係

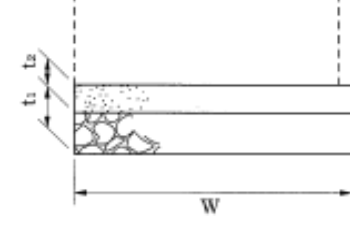
1-1 基礎工

測定基準	測定箇所	摘要
施工延長50mにつき1箇所、延長50m以下のものは1施工箇所につき2箇所。		

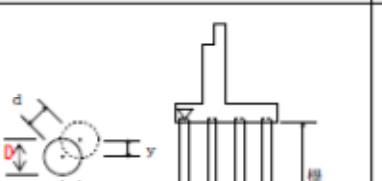
1-6 深礎工

1-6	深礎工	基準高▽	±50
		根入長	設計値以上
		偏心量 d	150 以内
		傾斜	1/50 以内

全数について杭中心で測定する。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$		
-----------------	------------------------	--	--

測定基準	測定箇所	摘要
施工延長50mにつき1箇所、延長50m以下のものは1施工箇所につき2箇所。ただし、「情報化施工技術の活用ガイドライン 2 出来形管理用TS技術(8)出来形管理」の規定により出来形管理を行う場合は、基本設計データの作成で規定する出来形横断面位置ごとの管理断面上の全ての出来形測定対象点で測定すること。		

1-6	深礎工	基準高▽	±50
		根入長	設計値以上
		偏心量 d	150 以内
		傾斜	1/50 以内
		基礎径 D	設計径(公称径)以上※

全数について杭中心で測定する。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$		
※5ヶブレードの場合はその内径、補強リングを必要とする場合は、補強リングの内径とし、モルタルコンクリートの場合はモルタル等の土留め構造の内径にて測定			

土木工事施工管理基準及び規格値 新旧対照表

平成28年

平成29年度(改定)

6 土工関係

6-1 掘削工

6-2 盛土工(路体・路床工)

測定基準	測定箇所	摘要
<p>施工延長50mにつき1箇所、延長50m以下のものは1箇所につき2箇所。基準高は道路中心線及び端部で測定する。</p>		
<p>施工延長50mにつき1箇所、延長50m以下のものは1箇所につき2箇所。基準高は道路中心線及び端部で測定する。</p>		

測定基準	測定箇所	摘要
<p>施工延長50mにつき1箇所、延長50m以下のものは1箇所につき2箇所。基準高は道路中心線及び端部で測定する。 ただし、「情報化施工技術の活用ガイドライン 2 出来形管理用TS技術(8)出来形管理」の規定により出来形管理を行う場合は、基本設計データの作成で規定する出来形横断面位置ごとの管理断面上の全ての出来形測定対象点で測定すること。</p>		
<p>施工延長50mにつき1箇所、延長50m以下のものは1箇所につき2箇所。基準高は道路中心線及び端部で測定する。 ただし、「情報化施工技術の活用ガイドライン 2 出来形管理用TS技術(8)出来形管理」の規定により出来形管理を行う場合は、基本設計データの作成で規定する出来形横断面位置ごとの管理断面上の全ての出来形測定対象点で測定すること。</p>		

土木工事施工管理基準及び規格値 新旧対照表

平成28年

平成29年度(改定)

8 擁壁工関係

8-3 補強土壁工

測定基準	測定箇所	摘要
<p>施工延長 50m につき 1箇所、延長 50m 以下のものは 1 箇所につき 2 箇所。</p>		
1 箇所毎		

測定基準	測定箇所	摘要
<p>施工延長 50m につき 1箇所、延長 50m 以下のものは 1 箇所につき 2 箇所。</p>	<p style="color: red;">高さ h の測定範囲変更</p>	
1 箇所毎		

土木工事施工管理基準及び規格値 新旧対照表

平成28年

平成29年度(改定)

13 橋梁製作工(橋梁)関係

13-4 桁製作工
現場継手部のすき間

測定基準	測定箇所	摘要
主げた、主構の全継手数の1/2を測定する。 δ_1 、 δ_2 のうち大きいもの 設計値が5mm以下の場合、マイナス側については設計値以上とする。		

測定基準	測定箇所	摘要
主げた、主構の全継手数の1/2を測定する。 δ_1 、 δ_2 のうち大きいもの なお、設計値が5mm未満の場合は、すき間の許容範囲の下限值を0とする。 (例: 設計値が3mmの場合、すき間の許容範囲は0mm~3mm)		

13-6 鋼製伸縮継手製作工
組合せる伸縮装置との高さの差、フィンガーの食い違い

両端及び中央部付近を測定する。		
-----------------	--	--

両端部及び中央部付近を測定する。		
------------------	--	--

13-11 大型ゴム支承

番号	工程	区分	測定項目	規格値
13 工場製作工(橋梁)関係	13-11 大型ゴム支承工	幅W	$W, L, D \leq 500 \text{ mm}$	0~+5
		長さL	$500 < W, L, D \leq 1500$	0~+1%
		直径D	$1500 < W, L, D$	0~+15
		厚さt	$t \leq 20 \text{ mm}$	± 0.5
			$20 < t \leq 160$	$\pm 2.5\%$
			$160 < t$	± 4
		平面度		1

番号	工程	区分	測定項目	規格値
13 工場製作工(橋梁)関係	13-11 大型ゴム支承	幅W	$W, L, D \leq 500 \text{ mm}$	0~+5
		長さL	$500 < W, L, D \leq 1500$	0~+1%
		直径D	$1500 < W, L, D$	0~+15
		厚さt	$t \leq 20 \text{ mm}$	± 0.5
			$20 < t \leq 160$	$\pm 2.5\%$
			$160 < t$	± 4
		平面度	$W, L, D \leq 1000 \text{ mm}$	1
$1000 \text{ mm} < W, L, D$	$(W, L, D) / 1000$			

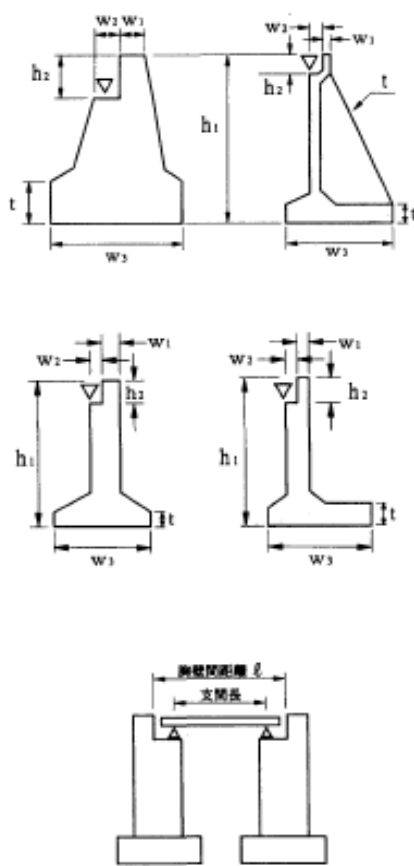
土木工事施工管理基準及び規格値 新旧対照表


平成28年

平成29年度(改定)

14 橋梁下部工関係

14-1 躯体工

測定基準	測定箇所	摘要
<p>横軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。</p>		

測定基準	測定箇所	摘要
<p>横軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。</p>	 <p>測定箇所 位置図追加</p> <p>中心線の位置 (a1: 橋軸延長方向) (a2: 橋軸方向)</p>	

土木工事施工管理基準及び規格値 新旧対照表

平成28年

平成29年度(改定)

14 橋梁下部工関係

14-2 RC躯体工

(張出式)、(重力式)、(半重力式)

測定基準	測定箇所	摘要
橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。		

測定基準	測定箇所	摘要
橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。	<p>測定箇所 位置図追加</p> <p>中心線の深さ (a1: 橋軸垂直方向) (a2: 橋軸方向)</p>	

土木工事施工管理基準及び規格値 新旧対照表

平成28年

平成29年度(改定)

14 橋梁下部工関係

14-3 RC躯体工
(ラーメン式)

測定基準	測定箇所	概要
<p>橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所</p> <p>箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。</p>		

測定基準	測定箇所	概要
<p>橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所</p> <p>箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。</p>		

土木工事施工管理基準及び規格値 新旧対照表

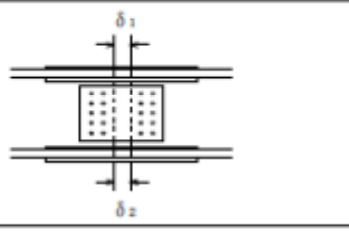
平成28年

平成29年度(改定)

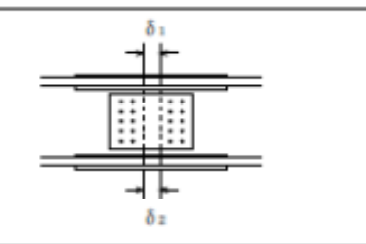
15 橋梁上部工関係

15-1 (クレーン架設工) 他5工種
現場継手部のすき間

主げた、主溝の全継手の1/2を測定する。
 δ_1 、 δ_2 のうちの大きいもの
設計値が5mm以下の場合、マイナス側については設計値以上とする。



主げた、主溝の全継手の1/2を測定する。
 δ_1 、 δ_2 のうちの大きいもの
なお、設計値が5mm未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を0mmとする。(例：設計値が3mmの場合、すき間の許容範囲は0mm~3mm)

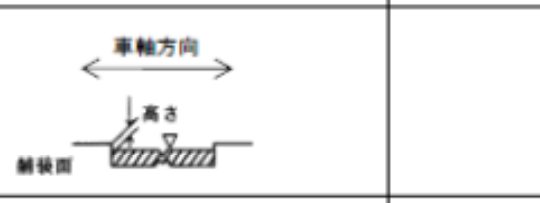


15-6 伸縮継手工

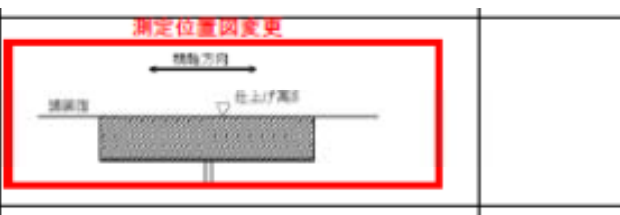
15-6	伸縮装置工 (ゴムジョイント)	据付け高さ	±3
		表面の凹凸	3
		仕上げ高さ	舗装面に対し0~-2

15-6	伸縮装置工 (埋設型ジョイント)	据付け高さ	±3
		表面の凹凸	3
		仕上げ高さ	舗装面に対し0~+3

車道端部及び中央部付近の3点を測定。
表面の凹凸は長手方向(横軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸3mm以下



車道端部及び中央部付近の3点を測定。
表面の凹凸は長手方向(横軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸3mm以下

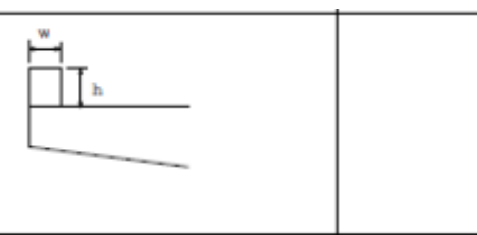


15-9 橋梁用防護柵工。橋梁用高欄工

15-9	橋梁用防護柵工	幅w	-5~+10
	橋梁用高欄工	高さh	-20~+30

15-9	橋梁用防護柵工 橋梁用高欄工	天端幅 w1	-5~+10
		地覆の幅 w2	-10~+20
		高さh1	-20~+30
		高さh2	-10~+20
		有効幅員 w3	0~+30

1径間当り両端と中央部の3箇所測定する。



1径間当り両端と中央部の3箇所測定する。



土木工事施工管理基準及び規格値 新旧対照表

平成28年					平成29年度(改定)				
管水路(強化プラスチック複合管)ジョイント間隔管理基準値					管水路(強化プラスチック複合管)ジョイント間隔管理基準値				
別表-U 管水路ジョイント間隔規格値(強化プラスチック複合管)(単位:mm)					別表-U 管水路ジョイント間隔規格値(強化プラスチック複合管)(単位:mm)				
JIS A 5350					JIS A 5350				
B形及びT形					B形、C型及びT形				
呼び径(mm)	標準値	管理基準値	(参考)規格値		呼び径(mm)	標準値	管理基準値	(参考)規格値	
			良質地盤	軟弱地盤				良質地盤	軟弱地盤
200	0	+10 - 5(0)	+33 - 33(0)	+22 -22(0)	200	0	+10 0	+33 0	+22 0
250	0	+10 - 5(0)	+33 - 33(0)	+22 -22(0)	250	0	+10 0	+33 0	+22 0
300	0	+10 - 5(0)	+38 - 38(0)	+25 -25(0)	300	0	+10 0	+38 0	+25 0
350	0	+10 - 5(0)	+38 - 38(0)	+25 -25(0)	350	0	+10 0	+38 0	+25 0
400	0	+10 - 5(0)	+43 - 43(0)	+28 -28(0)	400	0	+10 0	+43 0	+28 0
450	0	+10 - 5(0)	+43 - 43(0)	+28 -28(0)	450	0	+10 0	+43 0	+28 0
500	0	+15 -10(0)	+53 - 52(0)	+35 -34(0)	500	0	+15 0	+53 0	+35 0
600	0	+15 -10(0)	+53 - 52(0)	+35 -34(0)	600	0	+15 0	+53 0	+35 0
700	0	+15 -10(0)	+53 - 52(0)	+35 -34(0)	700	0	+15 0	+53 0	+35 0
800	0	+15 -10(0)	+53 - 52(0)	+35 -34(0)	800	0	+15 0	+53 0	+35 0
900	0	+15 -10(0)	+53 - 52(0)	+35 -34(0)	900	0	+15 0	+53 0	+35 0
1,000	0	+20 -15(0)	+53 - 51(0)	+35 -33(0)	1,000	0	+20 0	+53 0	+35 0
1,100	0	+20 -15(0)	+53 - 51(0)	+35 -33(0)	1,100	0	+20 0	+53 0	+35 0
1,200	0	+20 -15(0)	+53 - 51(0)	+35 -33(0)	1,200	0	+20 0	+53 0	+35 0
1,350	0	+20 -15(0)	+53 - 51(0)	+35 -33(0)	1,350	0	+20 0	+53 0	+35 0
1,500	0	+20 -15(0)	+53 - 51(0)	+35 -33(0)	1,500	0	+20 0	+53 0	+35 0
1,650	0	+25 -20(0)	+80 - 77(0)	+53 -50(0)	1,650	0	+25 0	+80 0	+53 0
1,800	0	+25 -20(0)	+80 - 77(0)	+53 -50(0)	1,800	0	+25 0	+80 0	+53 0
2,000	0	+25 -20(0)	+95 - 92(0)	+63 -60(0)	2,000	0	+25 0	+95 0	+63 0
2,200	0	+25 -20(0)	+95 - 92(0)	+63 -60(0)	2,200	0	+25 0	+95 0	+63 0
2,400	0	+25 -20(0)	+113 -110(0)	+75 -72(0)	2,400	0	+25 0	+113 0	+75 0
2,600	0	+25 -20(0)	+113 -110(0)	+75 -72(0)	2,600	0	+25 0	+113 0	+75 0
2,800	0	+25 -20(0)	+128 -125(0)	+85 -82(0)	2,800	0	+25 0	+128 0	+85 0
3,000	0	+25 -20(0)	+128 -125(0)	+85 -82(0)	3,000	0	+25 0	+128 0	+85 0
注) 1. 管理基準値は、接合時の値であり、4箇所の平均値とする。					注) 1. 管理基準値は、接合時の値であり、4箇所の平均値とする。				
2. (参考)規格値は、埋戻し後の値であり、原則として4箇所のうち1箇所でもこの値を超えてはならない。					2. (参考)規格値は、埋戻し後の値であり、原則として4箇所のうち1箇所でもこの値を超えてはならない。				
3. 測定は、原則として管の内から測定するものとする。ただし、呼び径700mm以下の場合、管の外から確認してもよい。					3. 測定は、原則として管の内から測定するものとする。ただし、呼び径700mm以下の場合、管の外から確認してもよい。				
また、埋戻し後の測定は、原則として呼び径800mm以上に適用する。					また、埋戻し後の測定は、原則として呼び径800mm以上に適用する。				
なお、「埋戻後」とは、特に指示がない限り、舗装(表面、上層路盤、下層路盤)を除いた埋戻完了時点とする。					なお、「埋戻後」とは、特に指示がない限り、舗装(表面、上層路盤、下層路盤)を除いた埋戻完了時点とする。				
4. 継手部の標準断面は、右図のとおりであり、標準値は、図の寸法yである。なお、基準線に対して抜け出し側を(+)、入り込み側を(-)とする。また、管理基準値等のうち()内数値は、点線で示した形状の管に適用する。					4. 継手部の標準断面は、右図のとおりであり、標準値は、図の寸法yである。なお、基準線に対して抜け出し側を(+)、入り込み側を(-)とする。また、管理基準値等のうち()内数値は、点線で示した形状の管に適用する。				
5. D形の場合は、受口側と挿口側を各々測定する。					5. 測定値は、受口部長さの製品公差によりマイナスとなる場合がある。				
					・強化プラスチック複合管(D形)の製造中止に伴い、管理基準値等を変更 (マイナス基準値の削除)				

土木工事施工管理基準及び規格値 新旧対照表

平成28年

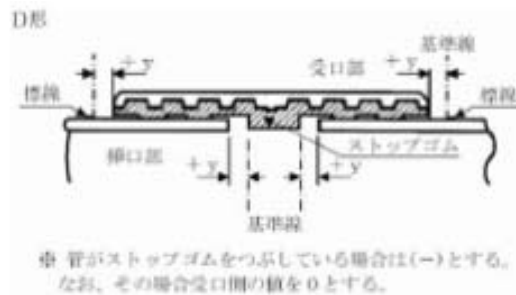
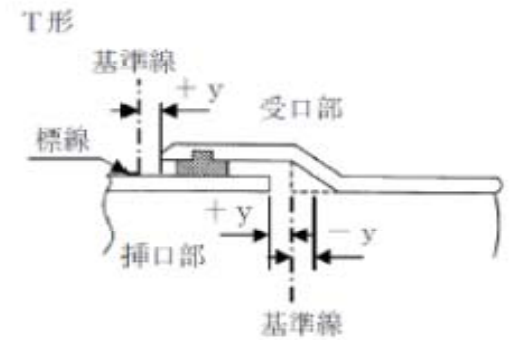
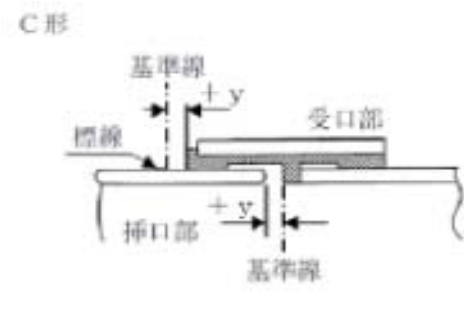
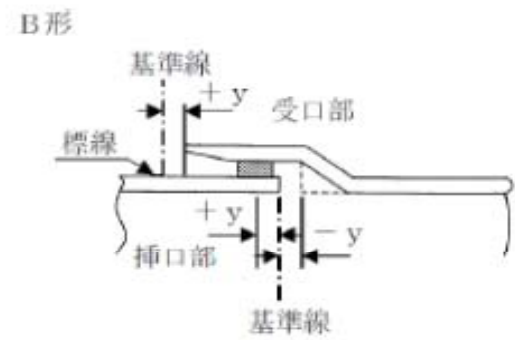
平成29年度(改定)

管水路(強化プラスチック複合管)ジョイント間隔管理基準値

別表一ウ 管水路ジョイント間隔規格値(強化プラスチック複合管) (単位:mm)

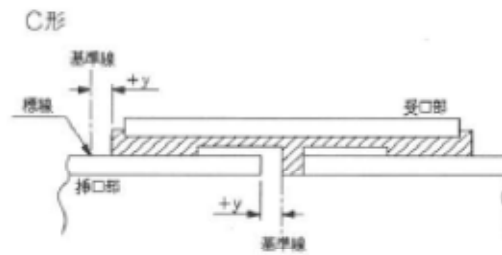
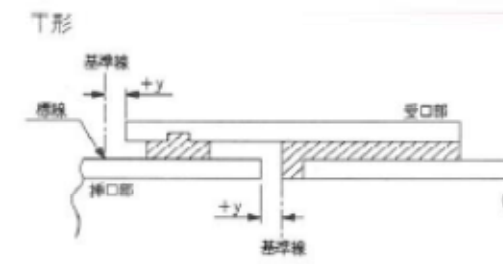
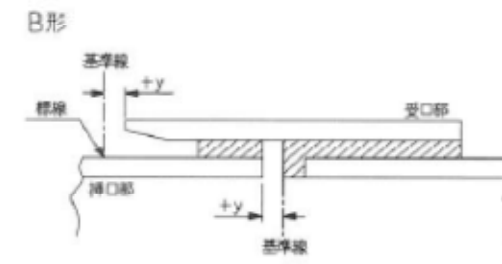
規格 呼び径(mm)	JIS A 5350				JIS A 5350			
	標準値	管理基準値	(参考)規格値		標準値	管理基準値	(参考)規格値	
			良質地盤	軟弱地盤			良質地盤	軟弱地盤
200	0	+10 0	+33 0	+22 0	0	+5 0	+25 -3	+15 -3
250	0	+10 0	+33 0	+22 0	0	+5 0	+25 -3	+15 -3
300	0	+10 0	+38 0	+25 0	0	+5 0	+25 -3	+15 -3
350	0	+10 0	+38 0	+25 0	0	+5 0	+25 -3	+15 -3
400	0	+10 0	+43 0	+28 0	0	+5 0	+35 -3	+25 -3
450	0	+10 0	+43 0	+28 0	0	+5 0	+35 -3	+25 -3
500	0	+15 0	+53 0	+35 0	0	+15 0	+35 -3	+25 -3
600	0	+15 0	+53 0	+35 0	0	+15 0	+35 -3	+25 -3
700	0	+15 0	+53 0	+35 0	0	+15 0	+35 -3	+25 -3
800	0	+15 0	+53 0	+35 0	0	+20 0	+40 -5	+30 -5
900	0	+15 0	+53 0	+35 0	0	+20 0	+40 -5	+30 -5
1,000	0	+20 0	+53 0	+35 0	0	+20 0	+40 -5	+30 -5
1,100	0	+20 0	+53 0	+35 0	0	+20 0	+40 -5	+30 -5
1,200	0	+20 0	+53 0	+35 0	0	+20 0	+40 -5	+30 -5
1,350	0	+20 0	+53 0	+35 0	0	+20 0	+40 -5	+30 -5
1,500	0	+20 0	+53 0	+35 0	0	+25 0	+45 -5	+35 -5
1,650	0	+25 0	+80 0	+53 0	0	+25 0	+45 -5	+35 -5
1,800	0	+25 0	+80 0	+53 0	0	+25 0	+45 -5	+35 -5
2,000	0	+25 0	+95 0	+63 0	0	+25 0	+45 -5	+35 -5
2,200	0	+25 0	+95 0	+63 0	0	+30 0	+50 -5	+40 -5
2,400	0	+25 0	+113 0	+75 0	0	+30 0	+50 -5	+40 -5

削除



D形の図面削除

・ジョイント部の図面の変更



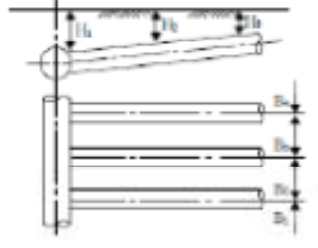
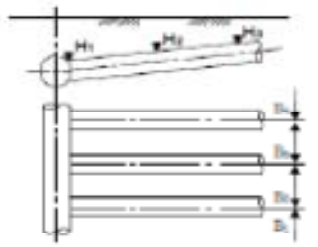
土木工事施工管理基準及び規格値 新旧対照表

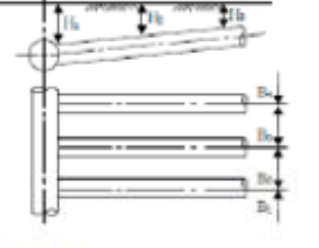
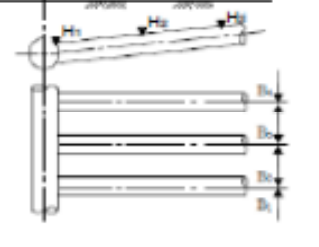
平成28年

平成29年度(改定)

29 暗渠排水

29-1 吸水渠 【畑・牧草畑】

測定基準	測定箇所	摘要
各渠ごとに測定する。	<p>【水田・汎用田】</p>  <p>【畑・牧草畑】</p> 	
各渠ごとに1点。		
1線につき上・下流中間の3箇所を測定。ただし1線の長さが100m未満のときは、上・下流の2箇所を測定。また、集水渠に接続する吸水渠については下流の測定を省略できる。		
<p>【水田・汎用田】</p> 測定は半数以上。ただし、監督職員との協議により1/4以上とすることができる。		
<p>【集水渠】</p> 延長50mごと1点。		

測定基準	測定箇所	摘要
各渠ごとに測定する。	<p>【水田・汎用田】</p>  <p>【畑・牧草畑】</p> 	
各渠ごとに1点。		
1線につき上・下流中間の3箇所を測定。ただし1線の長さが100m未満のときは、上・下流の2箇所を測定。また、集水渠に接続する吸水渠については下流の測定を省略できる。		
<p>【水田・汎用田】</p> 測定は半数以上。ただし、監督職員との協議により1/4以上とすることができる。		
<p>【畑・牧草畑】</p> 測定は半数以上。		
<p>【集水渠】</p> 延長50mごと1点。		

土木工事施工管理基準及び規格値 新旧対照表

平成28年

平成29年度(改定)

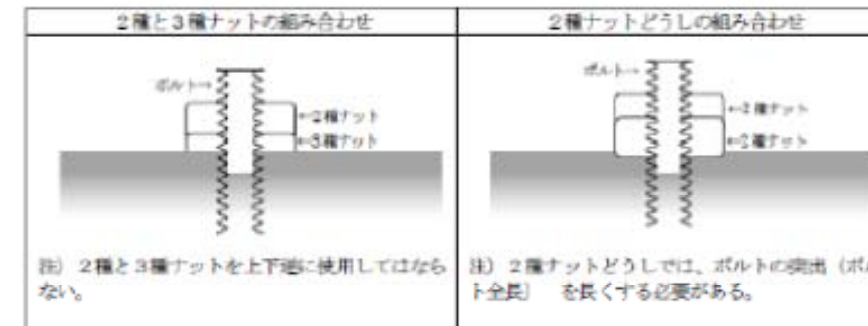
参考資料

新 規

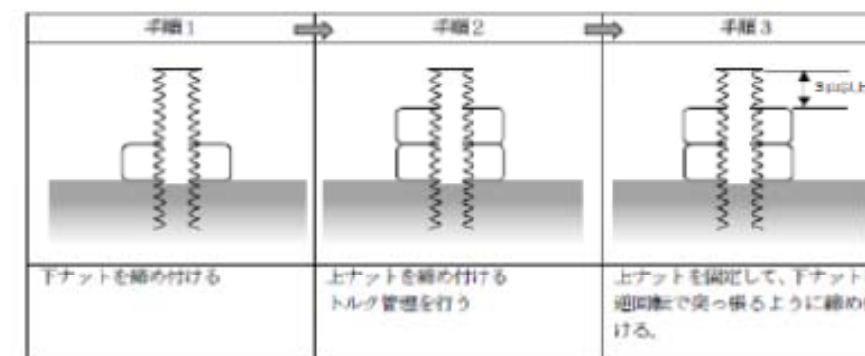
参 考 資 料

ダブルナット(アンカーボルト)の施工について

- (1)ダブルナットは、振動に対する緩み止めとして、二つのナットを使用してロックする一般的な方法である。
- (2)ナットには、1種(片面取り形)、2種(両面取り形)及び3種(両面取りの薄形)があり、ダブルナットでは2種又は3種ナットを組み合わせて使用する。
- (3)ナットの組み合わせは下図のとおりであり、2種ナットどうしの組み合わせを採用する例が多い。



- (4)ダブルナットでは、軸力を受けるのは上ナットになることから、上ナットのトルク管理をしっかり行い締め付けるものとする。なお、3種ナット(厚さが薄いナット)を上ナットに使用してはならない。
- (5)ナットの締め付けは、次の手順で行わなければならない。特に手順3の作業を行わなければダブルナットの機能が発揮されないので、適切に施工管理を行うものとする。



- (6)上ナットのボルト先端は、ナットの外に3山以上出るようにしなければならない。

土木工事施工管理基準及び規格値 新旧対照表

平成28年

平成29年度(改定)

参考資料

新 規

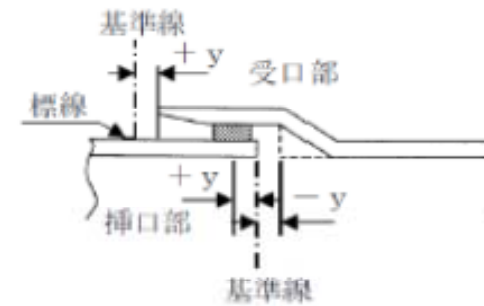
・管水路(強化プラスチック複合管)ジョイント間隔管理基準値

強化プラスチック複合管について、現在生産中止となっている配管材に係るジョイント間隔管理基準値を以下に示すので、地盤診断業務等の参考にされたい。

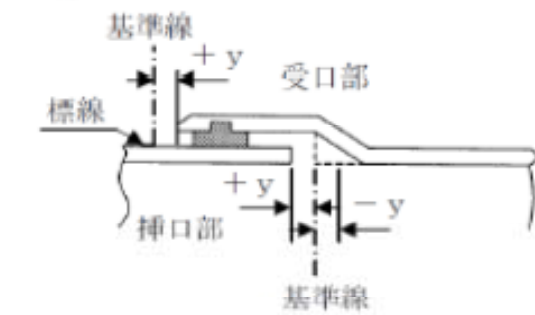
(単位: mm)

呼び径 (mm)	JIS A 5350				
	標準値	管理基準値	B形及びT形		(参考)規格値
			良質地盤	軟弱地盤	
200	0	+10 -5(0)	+33 -33(0)	+22 -22(0)	
250	0	+10 -5(0)	+33 -33(0)	+22 -22(0)	
300	0	+10 -5(0)	+38 -38(0)	+25 -25(0)	
350	0	+10 -5(0)	+38 -38(0)	+25 -25(0)	
400	0	+10 -5(0)	+43 -43(0)	+28 -28(0)	
450	0	+10 -5(0)	+43 -43(0)	+28 -28(0)	
500	0	+15 -10(0)	+53 -52(0)	+35 -34(0)	
600	0	+15 -10(0)	+53 -52(0)	+35 -34(0)	
700	0	+15 -10(0)	+53 -52(0)	+35 -34(0)	
800	0	+15 -10(0)	+53 -52(0)	+35 -34(0)	
900	0	+15 -10(0)	+53 -52(0)	+35 -34(0)	
1,000	0	+20 -15(0)	+53 -51(0)	+35 -33(0)	
1,100	0	+20 -15(0)	+53 -51(0)	+35 -33(0)	
1,200	0	+20 -15(0)	+53 -51(0)	+35 -33(0)	
1,350	0	+20 -15(0)	+53 -51(0)	+35 -33(0)	
1,500	0	+20 -15(0)	+53 -51(0)	+35 -33(0)	
1,650	0	+25 -20(0)	+80 -77(0)	+53 -50(0)	
1,800	0	+25 -20(0)	+80 -77(0)	+53 -50(0)	
2,000	0	+25 -20(0)	+95 -92(0)	+63 -60(0)	
2,200	0	+25 -20(0)	+95 -92(0)	+63 -60(0)	
2,400	0	+25 -20(0)	+113 -110(0)	+75 -72(0)	
2,600	0	+25 -20(0)	+113 -110(0)	+75 -72(0)	
2,800	0	+25 -20(0)	+128 -125(0)	+85 -82(0)	
3,000	0	+25 -20(0)	+128 -125(0)	+85 -82(0)	

B形



T形



土木工事施工管理基準及び規格値 新旧対照表

平成28年

平成29年度(改定)

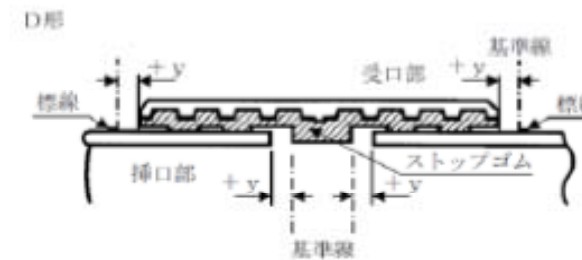
参考資料

新 規

(単位: mm)

呼び径 (mm)	JIS A 5350					
	D形					
	標準値	管理基準値	(参考)規格値			
良質地盤			軟弱地盤			
200	0	+5 0	+25 -3	+15 -3	+15 -3	+15 -3
250	0	+5 0	+25 -3	+15 -3	+15 -3	+15 -3
300	0	+5 0	+25 -3	+15 -3	+15 -3	+15 -3
350	0	+5 0	+25 -3	+15 -3	+15 -3	+15 -3
400	0	+5 0	+35 -3	+25 -3	+25 -3	+25 -3
450	0	+5 0	+35 -3	+25 -3	+25 -3	+25 -3
500	0	+15 0	+35 -3	+25 -3	+25 -3	+25 -3
600	0	+15 0	+35 -3	+25 -3	+25 -3	+25 -3
700	0	+15 0	+35 -3	+25 -3	+25 -3	+25 -3
800	0	+20 0	+40 -5	+30 -5	+30 -5	+30 -5
900	0	+20 0	+40 -5	+30 -5	+30 -5	+30 -5
1,000	0	+20 0	+40 -5	+30 -5	+30 -5	+30 -5
1,100	0	+20 0	+40 -5	+30 -5	+30 -5	+30 -5
1,200	0	+20 0	+40 -5	+30 -5	+30 -5	+30 -5
1,350	0	+20 0	+40 -5	+30 -5	+30 -5	+30 -5
1,500	0	+25 0	+45 -5	+35 -5	+35 -5	+35 -5
1,650	0	+25 0	+45 -5	+35 -5	+35 -5	+35 -5
1,800	0	+25 0	+45 -5	+35 -5	+35 -5	+35 -5
2,000	0	+25 0	+45 -5	+35 -5	+35 -5	+35 -5
2,200	0	+30 0	+50 -5	+40 -5	+40 -5	+40 -5
2,400	0	+30 0	+50 -5	+40 -5	+40 -5	+40 -5

- 注) 1. 管理基準値は、接合時の値であり、4箇所での平均値とする。
 2. (参考)規格値は、埋戻し後の値であり、原則として4箇所のうち1箇所でもこの値を超えてはならない。
 3. 測定は、原則として管の内から測定するものとする。ただし、呼び径700mm以下の場合、管の外から確認してもよい。
 また、埋戻し後の測定は、原則として呼び径800mm以上に適用する。
 なお、「埋戻し」とは、特に指示がない限り、舗装(表面、上層路盤、下層路盤)を除いた埋戻し完了時点とする。
 4. 継手部の標準断面は、右図のとおりであり、標準値は、図の寸法yである。なお、基準線に対して抜け出し側を(+)、入り込み側を(-)とする。また、管理基準値等のうち()内数値は、点線で示した形状の管に適用する。
 5. D形の場合は、受口側と挿口側を各々測定する。



※ 管がストップゴムをつぶしている場合は(-)とする。
 なお、その場合受口側の値を0とする。

写真管理基準（案） 新旧対照表

平成28年	平成29年度（改定）
<p>2. 撮 影</p> <p>2-1 撮影頻度</p> <p>工事写真は、撮影箇所一覧表に示す「撮影頻度」に基づき撮影するものとする。</p> <p>2-2 撮影方法</p> <p>写真撮影にあたっては、以下の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるよう被写体とともに写しこむものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 工事名 ② 工種等 ③ 測点（位置） ④ 設計寸法 ⑤ 実測寸法 ⑥ 略図 <p>小黒板の判読が困難となる場合は、「デジタル写真管理情報基準」に規定する写真情報（写真管理項目-施工管理値）に必要事項を記入し、整理する。</p> <p>また、特殊な場合で監督職員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。</p> <p>2-3 写真の省略</p> <p>工事写真は以下の場合に省略するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。 (2) 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を工程ごとに1回撮影し、後は撮影を省略するものとする。 (3) 監督職員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略するものとする。 <p>2-4 写真の編集等</p> <p>写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。</p>	<p>2. 撮 影</p> <p>2-1 撮影頻度</p> <p>工事写真は、撮影箇所一覧表に示す「撮影頻度」に基づき撮影するものとする。</p> <p>2-2 撮影方法</p> <p>写真撮影にあたっては、以下の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるよう被写体とともに写しこむものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 工事名 ② 工種等 ③ 測点（位置） ④ 設計寸法 ⑤ 実測寸法 ⑥ 略図 <p>小黒板の判読が困難となる場合は、「デジタル写真管理情報基準」に規定する写真情報（写真管理項目-施工管理値）に必要事項を記入し、整理する。</p> <p>また、特殊な場合で監督職員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。</p> <p>2-3 情報化施工及び3次元データによる施工管理</p> <p>「情報化施工技術の活用ガイドライン（平成29年3月 農林水産省農村振興局整備部設計課）」による、出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。</p> <p>2-4 写真の省略</p> <p>工事写真は以下の場合に省略するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。 (2) 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を工程ごとに1回撮影し、後は撮影を省略するものとする。 (3) 監督職員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略するものとする。 <p>2-5 写真の編集等</p> <p>写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。ただし、「デジタル工事写真の小黒板情報技術について」（平成29年1月30日付け、国技建管第10号）に基づく小黒板情報の電子的記入は、これに当たらない。</p>

写真管理基準（案） 新旧対照表

平成28年	平成29年度（改定）
<p>2-5 撮影の仕様 写真の色彩やサイズは以下のとおりとする。 (1) 写真はカラーとする。 (2) 有効画素数は小黒板の文字が判読できることを指標とする。縦横比は3:4程度とする。(100万画素程度～300万画素程度＝1,200×900程度～2,000×1,500程度)</p> <p>2-6 撮影の留意事項 撮影箇所一覧表の適用について、以下の事項を留意するものとする。 撮影箇所一覧表の適用について、以下の事項を留意するものとする。 (1) 「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。 (2) 施工状況等の写真については、ビデオ等の活用ができるものとする。 (3) 不可視となる出来形部分については、出来形寸法（上墨寸法含む）が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。 (4) 撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図（撮影位置図、平面図、凡例図、構造図など）を参考図として作成する。 (5) 撮影箇所一覧表に記載のない工種については監督職員と写真管理項目を協議のうえ定めるものとする。</p> <p>3. 整理提出 撮影箇所一覧表の「撮影頻度」に基づいて撮影した写真原本を電子媒体に格納し、監督職員に提出するものとする。 写真ファイルの整理及び電子媒体への格納方法（各種仕様）は「デジタル写真管理情報基準」に基づくものとする。 なお、電子媒体で提出しない場合は、別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準（案）」による。</p> <p>4. その他 撮影箇所一覧表の用語の定義 (1) 代表箇所とは、当該工種の代表箇所とその仕様が確認できる箇所をいう。 (2) 適宜とは、設計図書の様子が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のことをいう。 (3) <u>不要とは、デジタル写真管理情報基準の写真管理項目にある「提出頻度写真」に該当しないことをいう。</u></p>	<p>2-6 撮影の仕様 写真の色彩やサイズは以下のとおりとする。 (1) 写真はカラーとする。 (2) 有効画素数は小黒板の文字が判読できることを指標とする。縦横比は3:4程度とする。(100万画素程度～300万画素程度＝1,200×900程度～2,000×1,500程度)</p> <p>2-7 撮影の留意事項 撮影箇所一覧表の適用について、以下の事項を留意するものとする。 撮影箇所一覧表の適用について、以下の事項を留意するものとする。 (1) 「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。 (2) 施工状況等の写真については、ビデオ等の活用ができるものとする。 (3) 不可視となる出来形部分については、出来形寸法（上墨寸法含む）が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。 (4) 撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図（撮影位置図、平面図、凡例図、構造図など）を参考図として作成する。 (5) 撮影箇所一覧表に記載のない工種については監督職員と写真管理項目を協議のうえ定めるものとする。</p> <p>3. 整理提出 撮影箇所一覧表の「撮影頻度」に基づいて撮影した写真原本を電子媒体に格納し、監督職員に提出するものとする。 写真ファイルの整理及び電子媒体への格納方法（各種仕様）は「デジタル写真管理情報基準」に基づくものとする。 なお、電子媒体で提出しない場合は、別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準（案）」による。</p> <p>4. その他 (1) 代表箇所とは、当該工種の代表箇所とその仕様が確認できる箇所をいう。 (2) 適宜とは、設計図書の仕様が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のことをいう。</p>

【別紙】 フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準（案） 新旧対照表

平成28年	平成29年度（改定）
<p style="text-align: center;">別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準（案）」</p> <p>（適用範囲）</p> <p>1. 総 則</p> <p>1-1 適用範囲 この写真管理基準は、土木工事施工管理基準に定める土木工事の工事写真による管理（フィルムカメラを使用した撮影～提出）に適用する。</p> <p>1-2 工事写真の分類 工事写真は以下のように分類する。</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">工事写真</div> <ul style="list-style-type: none"> — 着手前及び完成写真（既済部分写真等を含む） — 施工状況写真 — 安全管理写真 — 使用材料写真 — 品質管理写真 — 出来形管理写真 — 災害写真 — 事故写真 — その他（公害、環境、補償等） </div> <p>2. 撮 影</p> <p>2-1 撮影頻度 工事写真は、写真管理基準(案)の撮影箇所一覧表に示す「撮影頻度」に基づき撮影するものとする。</p> <p>2-2 撮影方法 写真撮影にあたっては、以下の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるよう被写体とともに写しこむものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 工事名 ② 工種等 ③ 測点（位置） ④ 設計寸法 ⑤ 実測寸法 ⑥ 略図 <p>小黒板の判読が困難となる場合は、別紙に必要事項を記入し、写真に添付して整理する。また、特殊な場合で監督職員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準（案）」</p> <p>1. 総 則</p> <p>1-1 適用範囲 この写真管理基準は、土木工事施工管理基準に定める土木工事の工事写真による管理（フィルムカメラを使用した撮影～提出）に適用する。</p> <p>1-2 工事写真の分類 工事写真は以下のように分類する。</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">工事写真</div> <ul style="list-style-type: none"> — 着手前及び完成写真（既済部分写真等を含む） — 施工状況写真 — 安全管理写真 — 使用材料写真 — 品質管理写真 — 出来形管理写真 — 災害写真 — 事故写真 — その他（公害、環境、補償等） </div> <p>2. 撮 影</p> <p>2-1 撮影頻度 工事写真は、写真管理基準(案)の撮影箇所一覧表に示す「撮影頻度」に基づき撮影するものとする。</p> <p>2-2 撮影方法 写真撮影にあたっては、以下の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるよう被写体とともに写しこむものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 工事名 ② 工種等 ③ 測点（位置） ④ 設計寸法 ⑤ 実測寸法 ⑥ 略図 <p>小黒板の判読が困難となる場合は、別紙に必要事項を記入し、写真に添付して整理する。また、特殊な場合で監督職員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。</p> <p>2-3 情報化施工 「情報化施工技術の活用ガイドライン（平成29年3月 農林水産省農村振興局整備部設計課）」による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は同要領の規定による。</p>

【別紙】 フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準（案） 新旧対照表

平成28年	平成29年度（改定）
<p>2-3 写真の省略 工事写真は以下の場合に省略するものとする。</p> <p>(1) 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。</p> <p>(2) 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を工程ごとに1回撮影し、後は撮影を省略するものとする。</p> <p>(3) 監督職員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略するものとする。</p> <p>2-4 撮影の仕様 写真の色彩や大きさは以下のとおりとする。</p> <p>(1) 写真はカラーとする。</p> <p>(2) 写真の大きさは、サービスサイズ程度とする。ただし、監督職員が指示するものは、その指示した大きさとする。</p> <p>2-5 留意事項 写真管理基準（案）の撮影箇所一覧表の適用について、以下の事項を留意するものとする。</p> <p>(1) 「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。</p> <p>(2) 施工状況等の写真については、ビデオ等の活用ができるものとする。</p> <p>(3) 不可視となる出来形部分については、出来形寸法（上墨寸法含む）が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。</p> <p>(4) 撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図（撮影位置図、平面図、凡例図、構造図など）を工事写真帳に添付する。</p> <p>(5) 写真管理基準（案）の撮影箇所一覧表に記載のない工程については監督職員と写真管理項目を協議のうえ取扱いを定めるものとする。</p> <p>3. 整理提出 工事写真として、撮影写真の原本及び工事写真帳を各1部提出するものとし、その整理方法等は以下によるものとする。</p> <p>(1) 撮影写真の原本 撮影写真の原本とは、写真管理基準（案）の撮影箇所一覧表「撮影頻度」に基づいて撮影した写真のネガをいい、密着写真とともに撮影内容がわかるようにネガアルバムに整理し提出するものとする。</p> <p>(2) 工事写真帳 工事写真帳は、写真管理基準（案）の撮影箇所一覧表「撮影頻度」に基づいて撮影した写真のうち、「提出頻度」に示す写真をアルバム等に整理したものをいい、工事写真帳の大きさは、4切版又はA4版とする。</p>	<p>2-4 写真の省略 工事写真は以下の場合に省略するものとする。</p> <p>(1) 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。</p> <p>(2) 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を工程ごとに1回撮影し、後は撮影を省略するものとする。</p> <p>(3) 監督職員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略するものとする。</p> <p>2-5 撮影の仕様 写真の色彩や大きさは以下のとおりとする。</p> <p>(1) 写真はカラーとする。</p> <p>(2) 写真の大きさは、サービスサイズ程度とする。ただし、監督職員が指示するものは、その指示した大きさとする。</p> <p>2-6 留意事項 写真管理基準（案）の撮影箇所一覧表の適用について、以下の事項を留意するものとする。</p> <p>(1) 「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。</p> <p>(2) 施工状況等の写真については、ビデオ等の活用ができるものとする。</p> <p>(3) 不可視となる出来形部分については、出来形寸法（上墨寸法含む）が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。</p> <p>(4) 撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図（撮影位置図、平面図、凡例図、構造図など）を工事写真帳に添付する。</p> <p>(5) 写真管理基準（案）の撮影箇所一覧表に記載のない工程については監督職員と写真管理項目を協議のうえ取扱いを定めるものとする。</p> <p>3. 整理提出 工事写真として、撮影写真の原本及び工事写真帳を各1部提出するものとし、その整理方法等は以下によるものとする。</p> <p>(1) 撮影写真の原本 撮影写真の原本とは、写真管理基準（案）の撮影箇所一覧表「撮影頻度」に基づいて撮影した写真のネガをいい、密着写真とともに撮影内容がわかるようにネガアルバムに整理し提出するものとする。</p> <p>(2) 工事写真帳 工事写真帳は、写真管理基準（案）の撮影箇所一覧表「撮影頻度」に基づいて撮影した写真のうち、「整理条件」に示す写真をアルバム等に整理したものをいい、工事写真帳の大きさは、4切版又はA4版とする。</p>

【別紙】 フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準（案） 新旧対照表

平成28年	平成29年度（改定）
<p data-bbox="457 457 848 546" style="text-align: center; border: 1px solid red; padding: 5px;">新 設</p>	<p data-bbox="1368 321 1478 346">4. その他</p> <p data-bbox="1415 367 1908 392">写真管理基準（案）撮影箇所一覧表の用語の定義</p> <ul style="list-style-type: none"><li data-bbox="1427 409 2199 434">(1) 代表箇所とは、当該工種の代表箇所でその仕様が確認できる箇所をいう。<li data-bbox="1427 453 2377 478">(2) 適宜とは、設計図書の様子が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のことをいう。<li data-bbox="1427 497 2199 522">(3) 不要とは、工事写真帳として貼付整理し提出する必要がないことをいう。